

池田市都市計画法施行条例の一部改正 についてのパブリックコメント

趣旨

本市では、これまで開発許可の際、池田市住宅建設等指導要綱に定める指導の基準に基づき、開発区域内において予定される住宅の敷地面積の最低限度に関する指導を行ってまいりました。

今般、安定して引き続き良好な住居等の環境の形成及び保持を図るべく、この基準の内容について一部見直しを行うとともに同要綱を廃止し、指導の基準としてではなく開発許可の基準として、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めるため、池田市都市計画法施行条例（平成15年池田市条例第20号）の一部改正を検討しています。

つきましては、本条例の一部改正に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施します。

提出期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月22日（月）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市都市計画法施行条例の一部改正（案）の概要

提示場所

1. 市ホームページ
2. 行政情報コーナー（池田市役所2階）
3. 都市整備部審査指導課（池田市役所6階）

提出資格

1. 市内にお住まいの方
2. 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
3. 市内にある事務所又は事業所に勤務している方
4. 市内にある学校等に通っている方
5. 池田市都市計画法施行条例の一部改正（案）について利害関係を有する方

提出方法

氏名及び住所（法人その他の団体は、名称及び所在地）を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

1. 都市整備部審査指導課持参（池田市役所6階）
2. 郵送：〒563-8666 池田市都市整備部審査指導課（住所不要）
3. FAX：072-752-6572
4. メールフォームによる送付：市ホームページから、「メニュー」→「お問い合わせ」→「都市整備部へのご意見・お問い合わせ」→「都市整備部審査指導課へのご意見・お問い合わせ」をご利用ください。

※「住所」欄は、「入力必須」の表記がありませんが、必ず入力してください。なお、「ご連絡」欄に「必要」と入力しても、個別回答は致しませんのでご承知ください。

その他

提出されたご意見の概要とそれに対する本市の考え方については、後日ホームページ及び行政情報コーナーで公表します。提出されたご意見は、個人情報（法人情報を含む。）を除き、公表される場合があります。また、ご意見に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

上記記載事項のほか、詳細につきましては、池田市パブリックコメント手続要綱によります。

問合せ

都市整備部審査指導課（TEL 072-754-6339）